

県立相原高等学校の施設開放について

相原高等学校では、学校運営に支障の無い範囲で、学校施設を地域住民の身近な活動の場として開放しています。

1. ご利用いただける施設

利用施設	利用設備	利用日	利用時間
グラウンド	サッカーゴール	土・日・祝日	9:00～17:00 半日単位
付属施設	トイレ 洗面所		

2. 利用できる方

スポーツ活動を目的とする県内在住または在勤の方で、事前に所定の申込をいただいた方です。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りします。

ア 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用

イ 営利を目的とした利用

ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

エ 申込内容に反する利用

オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたす恐れのある利用

3. 利用方法

初めて利用申込をする団体は、まず「利用者名簿」を学校に提出して団体登録してください。なお、「利用者名簿」については、年度ごとにその内容を更新し、年度当初に提出してください。

施設の利用を希望する団体は、利用希望日の前月の 15 日までに「施設利用申込書」により申し込んでください。

開放することに支障がない場合は、利用の調整をし、利用承認の可否をお伝えします。承認書を交付した後も天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

利用当日前、学校施設管理員にお声かけいただき、施設利用の旨をお知らせください。また、利用後は、4に記載の「利用の際の遵守事項」の内容を遵守するとともに、「施設利用日誌」に必要事項を記載し提出してください。新型コロナウイルス感染症対策として、これまでの日誌の裏面にチェックリストを追加していますので、記入漏れのないよう注意してください。

申込について

- ・窓口で申し込む場合

平日の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までの間に「施設利用申込書」を提出してください。

- ・FAX で申し込む場合

「施設利用申込書」を相原高等学校宛てに FAX(042-760-6140)してください。

4. その他

- ・利用の際の遵守事項

学校の施設は県民共有の財産です。皆さんが気持ちよく利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次の事項を守り、ご利用ください。

ア 平成 21 年 1 月 1 日からすべての県立学校の敷地内を禁煙することとなりました。

施設を利用される方についても、校内での禁煙にご協力をお願いします。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用設備等は元に戻すなど、利用前の状況に戻してください。ごみ等は放置せず、お持ち帰りください。

エ 利用者は、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

オ 利用中に事故が起きた場合又は施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、速やかに学校施設管理員又は学校に連絡し、「施設・設備破損届」を必ず提出してください。

カ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損、若しくは滅失したときは、これを速やかに原状に復するための経費について弁償の責任を負っていただきます。

キ 車での来校の場合、敷地内は必ず徐行してください。

事故のないよう責任を持って安全に努めていただけますよう、利用責任者は利用者全員に周知徹底をお願いします。

校内駐車による盗難や事故等については、本校での責任は負いかねます。

ク 利用のキャンセルは前日までに、悪天候などで利用ができない場合は当日の利用時間前に、電話等で連絡してください。

ケ 自動体外式除細動器（AED）は本館棟 1 階事務室前に設置されており、心停止の際には利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される時には、必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。

問合せ先

相原高等学校:事務室

電話:042-760-6131.FAX:042-760-6140

受付時間は午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分まで

(ただし、土曜、日曜、祝日は学校施設管理員の対応になります。)